

合併は住民投票で

まちの未来

門真の未来とまちづくりを考える市民の会
ニュース

門真でも住民投票を求める 直接請求署名を

4月24日～5月23日 とりくみます

合併に反対の人も賛成の人もご協力を

未来の会は、合併の是非についての住民投票条例制定の直接請求をおこないます。署名期間は4月24日から5月23日を予定。

門真市と守口市との合併が協議されていますが、まだ合併は決まったわけではありません。合併は、市民の意志をふまえて、説明会や情報公開をおこなった上で、住民投票の実施とその結果が尊重されるべきだと考えています。

合併についての住民投票は、昨年だけでも116自治体を実施し、大阪でも高石市が昨年4月に実施し、今年、阪南市、田尻町や岬町などでも予定されています。「住民投票はあたりまえ」と美原町、堺市、守口市で住民投票を求める直接請求運動がおこなわれています。

門真でも1951(昭和26)年には、門真町で守口市との合併の住民投票をおこなって判断した歴史があります。

まちの未来—合併は住民投票で。合併に反対の人も、賛成の人も、決めていない方も、この直接請求署名にご協力ください。

大阪では
美原町、堺市、
守口市で
市民が直接請求



条例制定の
直接請求とは

条例を制定するには、①市長が条例提案②市会議員が条例提案③市民の条例制定の直接請求にもとづいて条例提案する方法があります。

直接請求は、地方自治法第74条により、有権者の50分の1(門真市では2173人)以上の署名と条例案を市長に提出すれば、市長は意見をつけて、議会に付議しなければなりません。

いずれの方法でも、市議会での審議を経て、賛成多数の議決によって、条例として成立します。

全国でも昨年だけで
116自治体が
合併の住民投票を実施

門真でも1951(昭和26)年に合併の住民投票を実施



未来の会代表
直接請求代表者(予定)
河原林昌樹さん(弁護士)

自分たちの
まちのことは
自分たちで
決めよう

守口市との合併は、門真市の未来とまちづくりにとって、きわめて重大なことで、市民一人ひとりのくらしに影響をあたえます。自分たちのまちは自分たちで決めることは、地方自治の本旨から当然のことです。

住民投票条例の
直接請求を成功させる
市民のつどい

と き ■ 4月15日(木) 午後7時より

ところ ■ ルミエールホール レセプションホール

内 容 ■ 直接請求活動の具体的提案
住民投票を求める守口市民連絡会からの特別報告